

令和7年度（2025年度） 介護サービス事業者等集団指導



©2010 熊本県くまモン

認知症・権利擁護関係

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症施策・地域ケア推進課 認知症施策推進班

高齢者虐待防止法の概要

I 総則

国及び地方公共団体、国民の責務の明確化。

II 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

虐待者を罰することではなく、虐待を（再発）防止することが目的。虐待原因は介護疲れや福祉サービス等の知識不足など様々。このため、被虐待者の安全の確保等のみならず、養護者への支援も必要。
※虐待者を加害者として罰するのは刑法

III 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設等における虐待は許されるものではない。養護者による虐待とは異なり、虐待する側への支援という観点はなく、介護保険法や老人福祉法による処分。

IV 雑則

第三者による財産上の不当取引による被害の防止、国・地方公共団体による成年後見制度の利用促進。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の類型と具体例

I 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(例) 叩く、つねる、殴る、入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる、本人に向けて物を投げつける、職員の都合でベッドへ抑えつける（身体拘束）、職員の都合で本人が拒否していても口に入れて食べさせる 等

II 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置等、高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

(例) 床ずれができるなど体位調整や栄養管理を怠る、おむつが汚れた状態を日常的に放置する、医療が必要な状況にも関わらず受診させない、処方どおりの服薬をさせない、ナースコールを使用させない 等

III 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言や拒絶的な対応等、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(例) 怒鳴る、ののしる、子ども扱いする呼称で呼ぶ、トイレを使えるのに職員の都合で本人の意思や状態を無視しておむつを使う、本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない 等

IV 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること

(例) 人前で排せつやおむつ交換をする、性器への接触・キス・性的行為を強要する 等

V 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること等、高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(例) 事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する、金銭・財産等の着服・窃盗、立場を利用してお金を借りる、日常的に使用お金を不当の制限する、生活に必要なお金を渡さない 等

高齢者虐待防止法における通報等に関する規定

養護者による高齢者虐待

■ 早期発見等に係る努力義務（第5条）

高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

また、国や地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

■ 通報に係る（努力）義務（第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

※身体又は生命に重大な危険が生じている場合を除き努力義務

養介護施設等従事者による高齢者虐待

■ 通報義務（第21条第1～3項）

自らが従事する養介護施設や養介護事業で、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報しなければならない。

■ 通報による不利益行為の禁止（第21条第7項）

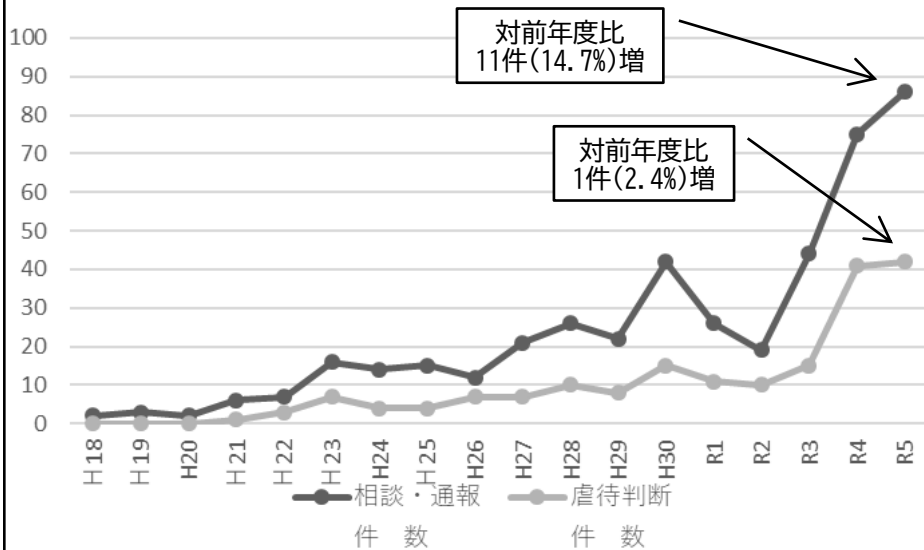
通報等を行った従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

本県における高齢者虐待の状況

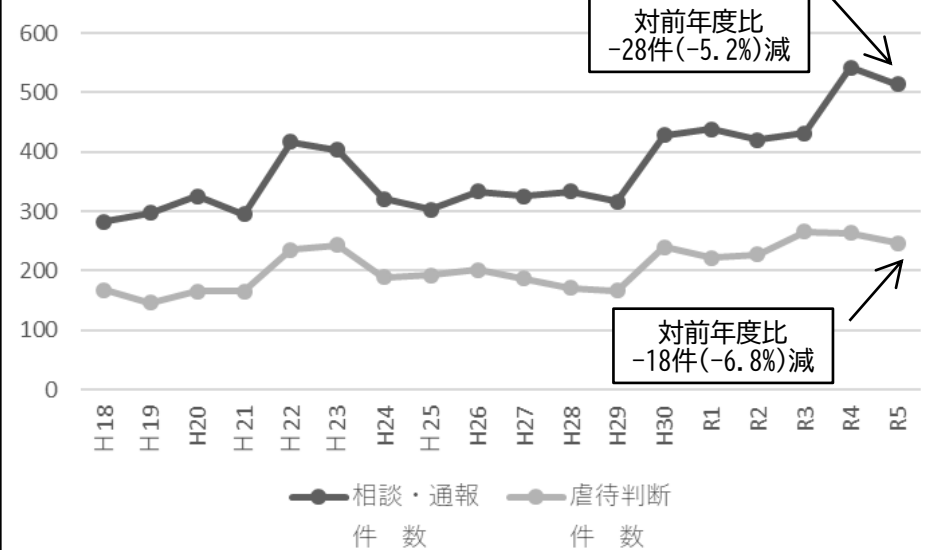
(単位：件)

① 令和5年度（2023年度） 県内高齢者虐待の状況

養介護施設従事者等による虐待



養護者による虐待



養介護施設従事者等による虐待

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談・通報 件数	2	3	2	6	7	16	14	15	12	21	26	22	42	26	19	44	75	86
虐待判断 件数	0	0	0	1	3	7	4	4	7	7	10	8	15	11	10	15	41	42

養護者による虐待

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談・通報 件数	283	297	325	295	417	403	321	303	333	326	333	317	428	438	420	432	542	514
虐待判断 件数	168	146	165	165	235	243	189	192	201	187	171	166	240	222	227	266	264	246

出典：令和5年度における市町村の
高齢者虐待への対応状況等に関
する調査結果（厚生労働省）

② 県の取組

- ・介護施設従事者に対する研修の実施
- ・「熊本県高齢者・障害者虐待対応専門職チーム」による市町村からの困難事例に対する助言やフォローアップの実施
- ・虐待を行った施設に対する虐待関連研修受講の勧奨

【県】養護者による高齢者虐待の状況（令和５年度）

■相談・通報者

- ①介護保険事業所職員等 35.5% ②警察 23.5%
③家族・親族 11.0% ④被虐待者本人 7.6% ⑤当該市町村行政職員 7.1%

■虐待の種別・類型

- ①身体的虐待 57.9% ②心理的虐待 38.9% ③介護・世話の放棄・放任 24.2%
④経済的虐待 22.6% ⑤性的虐待 0.8%

■被虐待者の性別

- ①女性 80.6% ②男性 19.4%

■被虐待者の介護保険の申請状況

- ①認定済み 68.3% ②未申請 25.4% ③申請中 1.6%
※①の中で認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は72.1%

■被虐待者との関係（虐待者）

- ①息子 41.9% ②夫 24.7% ③娘 13.5% ④息子の配偶者 3.4% ④妻 2.6%



虐待の（再発）防止に当たっては、早期発見による高齢者保護・養護者支援が重要。

⇒そのためには、介護保険事業所職員等(ケアマネ含む)、民生委員、近隣住民等の協力が必要。

※全国（令和５年度）では虐待等による死亡事例が２７件（２７人）発生。

（令和４年度の３２件（３２人）からは５件（５人）の減少）

【全国】虐待の発生要因（養護者による高齢者虐待）

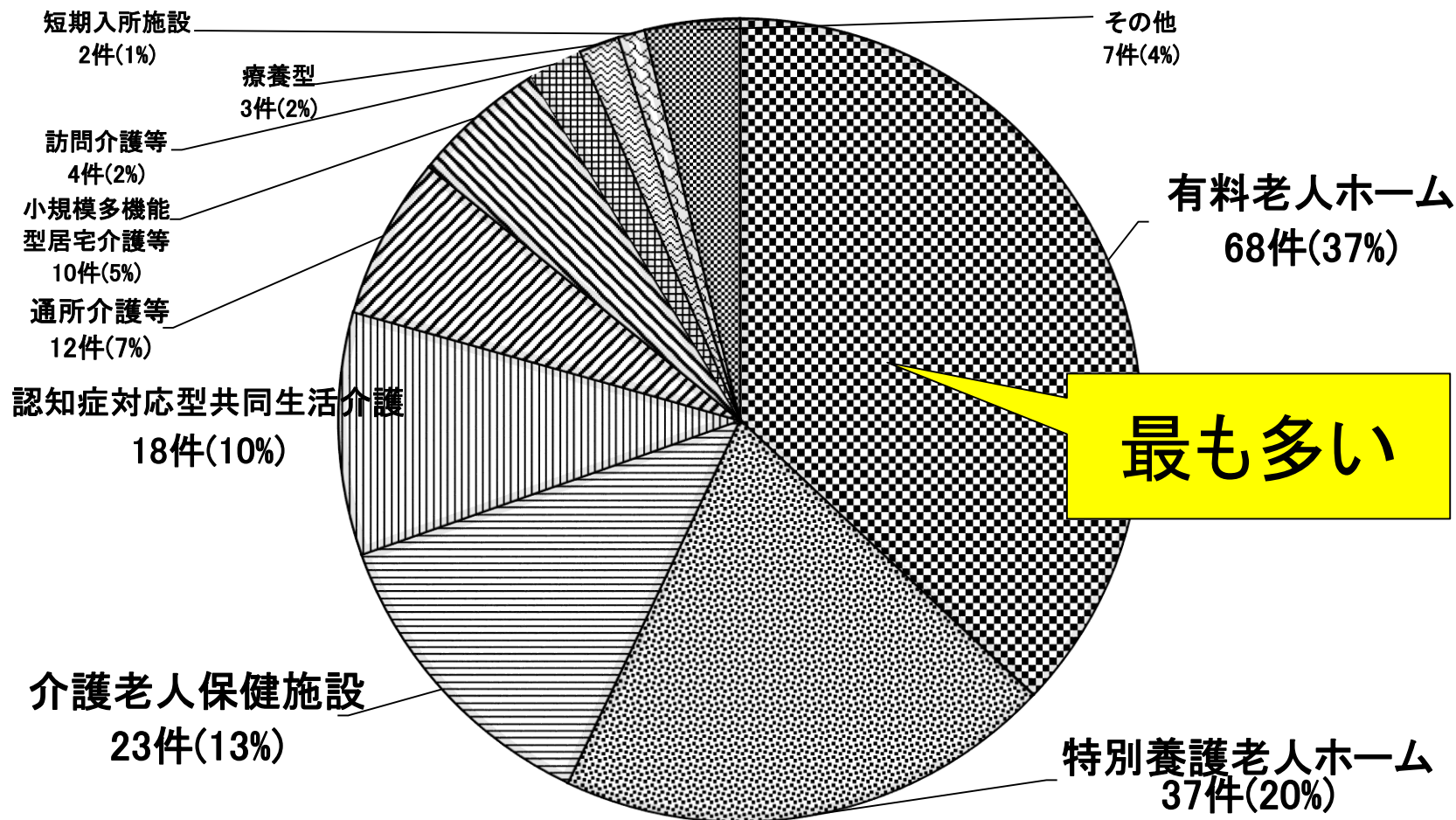
虐待者側の要因

- | | |
|--------------------|---------|
| ①介護疲れ・介護ストレス | (54.8%) |
| ②理解力の不足や低下 | (47.7%) |
| ③知識や情報の不足 | (46.5%) |
| ④精神状態が安定していない | (45.9%) |
| ⑤虐待者の介護力の低下や不足 | (45.8%) |
| ⑤被虐待者との虐待発生までの人間関係 | (45.4%) |

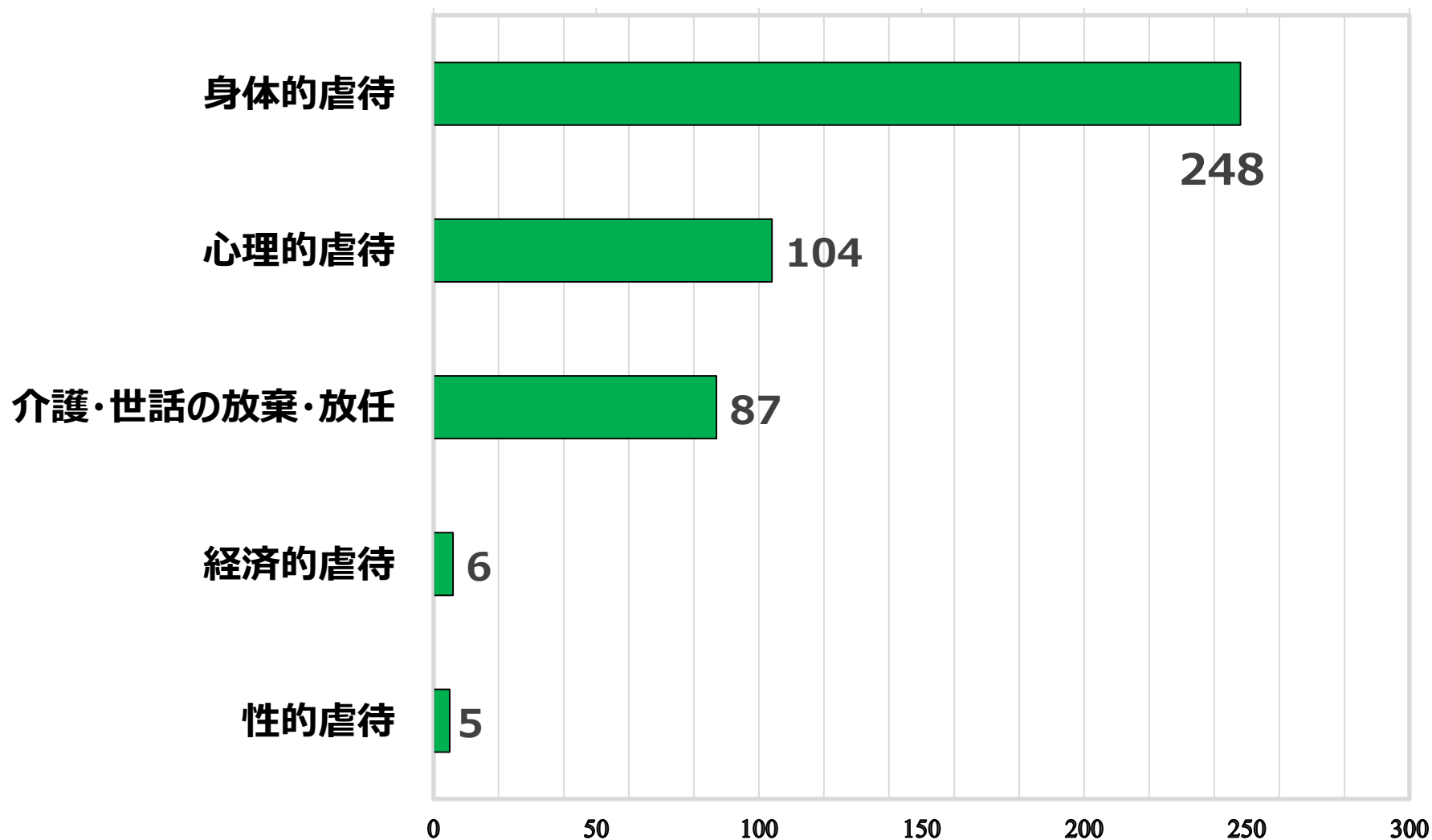
令和5年度 全国調査結果より抜粋

◎ 養護者が孤立化しないよう、住民の見守り、介護保険サービスの利用促進等、介護家族等の養護者支援が大切！

【県】養介護施設従事者等による高齢者虐待の事業所種別 (H22～R5年度の虐待認定件数 合計184件)



【県】養介護施設従事者等による高齢者虐待の虐待類型別 (H22～R5年度の虐待認定事案における被虐待者数)



高齢者虐待防止の推進（R3介護報酬改定）

【概要】

全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

【基準】

○運営基準（省令）に以下を規定

- ① 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
- ② 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
- ③ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する**委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に**開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 虐待の防止のための**指針を整備**すること
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための**研修を定期的に実施**すること
 - ・ 上記措置を適切に実施するための**担当者を置くこと**

※ 熊本県有料老人ホーム設置運営指導指針においても、上記事項を実施する必要がある旨記載あり。

身体的拘束等の適正化の推進（R6介護報酬改定）

【概要】

- 施設系サービス及び居住系サービスにおいて、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に「所定単位数の10分の1に相当する単位数を減算」。（H30改定）
- 短期入所系サービス及び多機能系サービスにおいて、厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に「所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算」。（R6改定）

【基準】

- 身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

【対象施設】

- 施設系サービス、居住系サービス：(地域密着型)特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- 短期入所系サービス、多機能系サービス：(介護予防)短期入所系サービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護)、(介護予防)多機能系サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護)

身体的拘束に関する基準

基準省令（運営基準）

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合（※）を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない」

「身体的拘束を行う場合には、その態様や時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない」（２年間保存）

「高齢者虐待」の捉え方

●「緊急やむを得ない場合」は、あくまで当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護する場合に限られる

- 「適正な手続き」を極めて慎重に行う必要
- 介護職員等の従業者の不足等、介護保険施設等の側の理由は排除されている

●「適正な手続き」

- 本人等のアセスメントを十分に行い、切迫性・非代替性・一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議し、本人や家族に対し身体的拘束等の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が必要
- 要件に該当しなくなった場合は直ちに解除（常に観察・再検討を実施）
- 態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、２年間保存することが必要

× 単に同意書があればよい
× 家族の希望があれば可能

身体的拘束に関する基準

緊急やむを得ない場合の **3 要件**（全て満たすこと）

- ①**切迫性**：入所者（利用者）本人または他の入所者（利用者）の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ②**非代替性**：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③**一時性**：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

★**身体的拘束は、原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為として考えられる。**ただし、「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、**例外的に高齢者虐待に該当しないと考えられる。**

（出典：厚生労働省 高齢者虐待防止マニュアル）

★運営基準上「緊急やむを得ない場合」のは身体拘束が認められているが、**この例外規定は極めて限定的に考えるべき**であり、すべての場合について**身体拘束を廃止していく姿勢を堅持**することが重要である。

（出典：厚生労働省 身体拘束廃止・防止の手引き）

高齢者の権利擁護に係る取組（令和7年度）

高齢者権利擁護研修の継続実施（介護施設従事者等対象）

更なるケアの質の向上を図るため、介護保険施設、有料老人ホーム等の従事者を対象に高齢者権利擁護に係る研修を実施するもの。

■高齢者権利擁護研修（施設従事者等対象）の概要

	権利擁護推進員養成研修 （施設長等研修）	看護実務者研修	有料老人ホーム等研修 （施設長等）
対 象	介護保険施設の施設長等	介護保険施設等の看護職、 介護職の従事者	有料老人ホーム等の施設長、 従事者等
実施時期	R7. 9.22 R7.11.17	R7.10.9 R7.12.11	R7.8.21
募集人数	30人程度	30人程度	80人程度

（例）【権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）の概要】

【1日目（講義）】

- 高齢者虐待防止法の概要
- 倫理とコンプライアンス
- 認知症ケアの質の向上
- 身体拘束と福祉用具 等



【講義内容の実践】

- ① 自施設におけるケアの改善レポートの提出
- ② 自施設における職場研修を実施し、レポートを提出 等

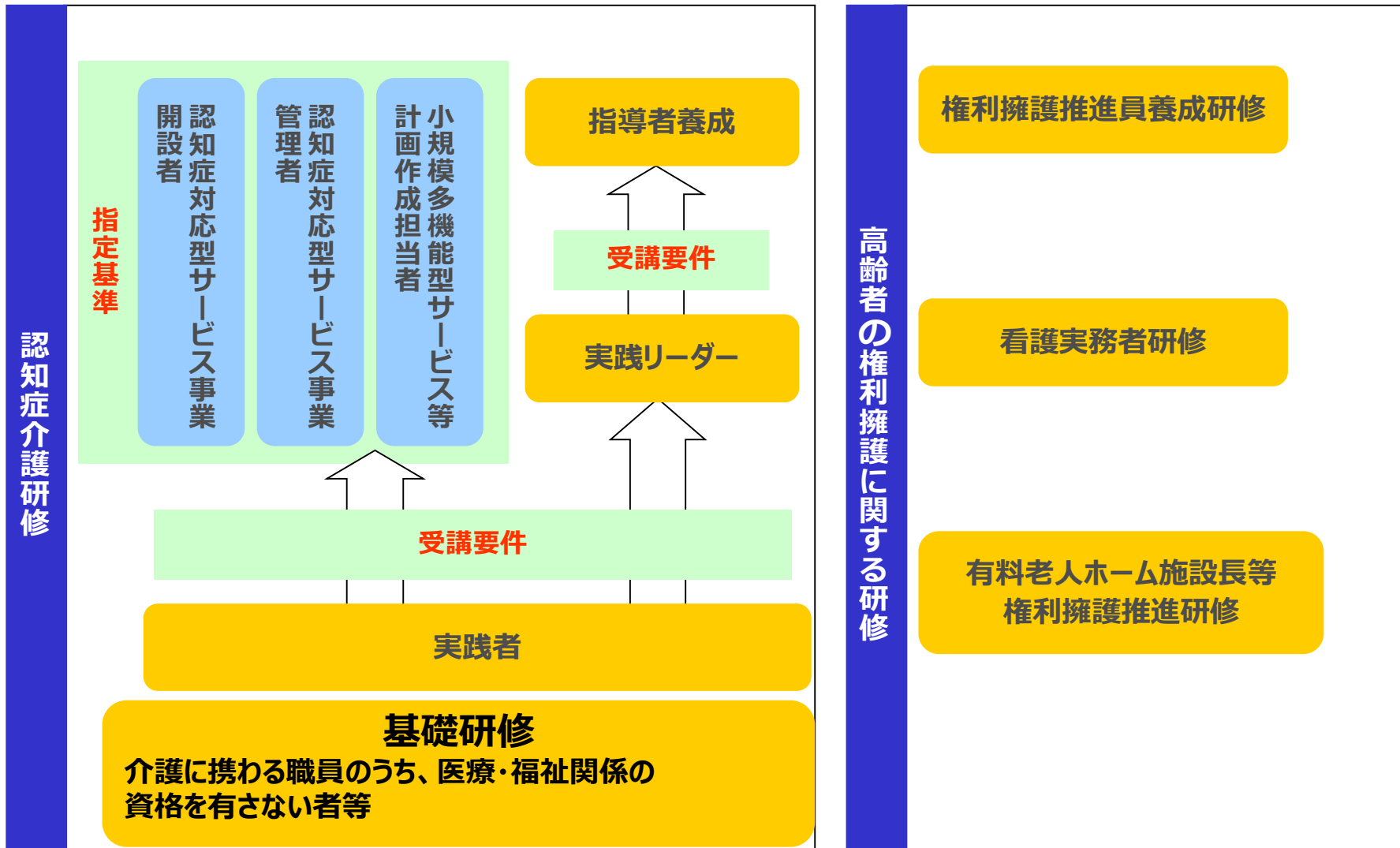


【2日目（グループワーク）】

- 提出レポートを活用した研修
- ストレスマネジメントについて
 - 改善に向けた検討・意見交換
 - 身体拘束廃止に向けた取組み（管理者の責務） 等

ケアの質の向上に向けた取組み

■ 認知症介護・権利擁護研修会の実施



認知症介護の質の向上支援事業

一連の研修を計画的に受けることで、事業所全体の認知症介護の質の更なる向上を支援する熊本県独自の事業を実施しています。

【対象】認知症介護の質の向上を目指し、介護の手法等について学ぶことを希望する介護保険事業所等

①-1 権利擁護推進員養成研修（施設長等研修）

①-2 有料老人ホーム等施設長等権利擁護推進研修

採択を受けた事業所の施設長、介護主任等、施設内において指導的立場にある者を対象とし、高齢者虐待防止法の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させ、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成する。

② 介護施設等従事者権利擁護推進研修（看護実務者研修）

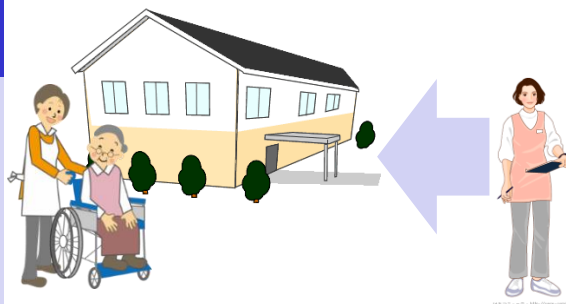
介護施設等において、保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員を対象に、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、権利擁護に必要な援助等を行うために必要な実践的な知識・技術を習得させる。

受講要件

③ 認知症ケア・マッピング

採択を受けた事業所は、自らの認知症介護の現状を確認するため、一定期間内に2回、「認知症ケア・マッピング」を受ける。

認知症ケア・マッピングの機会を効果的に活用することで、日々の介護の振り返りと取組みの効果を確認する。



認知症ケア・マッピングとは

・施設内の共有スペース内で過ごす認知症の人に焦点をあて、どのような行動をしているか、状態はどうか、本人とスタッフとの関わり方はどうかなど、その人の状態を観察して評価する方法のこと。

※③の研修については、①-1又は①-2のいずれかの研修を修了した従業者が勤務する事業所が受講の対象になります。

皆さまへお願い

- **認知症の方の個性を理解し、その人の思いを尊重してください。**
認知症の方の声に耳を傾け、何を求めているのかを理解しようと努力し、その思いにかなったケアをお願いします。
- **認知症の方を介護している家族への支援をお願いします。**
専門職として、認知症の方や介護家族を含めた認知症ケアの視点を持ち、認知症の方や介護家族に切れ目のない支援をお願いします。

